



会社の相続対策の必要性

相続対策という言葉をよく耳にしますが、会社の相続対策とは異なるのでしょうか。

また、それは税金が減少しさえすれば良い、とすることではないですか。

会社の相続対策の必要性をご説明ください。



税金負担、これはこれで大きなポイントですが、あくまで会社相続コストの一部分でしかありません。

税金負担をたとえ少なくできても、ほかで多大なコストが生じては何の効果もないこととなります。



会社継続の方向性の決定

あくまで会社の相続対策は、会社継続を適切に行うかです。

いかに売上を伸ばすか。

いかに利益を上げるか。

ということだけでなく、次の点をもあわせて考える必要性を、会社の相続対策といいます。

- ① 株主構成、資本金はどうするか
- ② 役員構成、会社代表者はどうするか
- ③ 従業員の年齢・男女構成とモラル・アップはどうするか
- ④ 会社財産の充実・保全是どうするか
- ⑤ 取引先と会社組織との関係は何に留意するか

このような体制上の課題を明確にし、方向を決定すること、これが会社の相続対策です。

したがって、会社という組織体を継続する、このことが必要性である、ということになります。



株主の権利

会社法上の「株主の権利」には、1株の株主でも行使できる権利（単独株主権）と、総株主の議決権の一定割合以上または一定数以上の株式を有する株主のみが行使できる権利（少数株主権）とがあります。

単独株主権の代表的なものとしては、①剰余金の配当請求権、②残余財産の分配請求権、③株主総会における議決権があります。

ところで、株主総会の決議は、基本的には、資本多数決の原則（議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の過半数による決議）により行うことになっていますが、この多数決原理による種々の弊害の発

生を防ぐために、株主の監督是正権（単独株主権・少数株主権）が認められています。

非公開会社で取締役会非設置会社の場合の「株主の監督是正権」は、次のとおりです。

(1) 単独株主権

＜訴えの提起権＞

- ・総会決議取消の訴え（831条）
- ・総会決議無効確認の訴え（830条2項）
- ・総会決議不存在確認の訴え（830条1項）
- ・設立無効の訴え（828条1項1号）
- ・新株発行無効の訴え（828条1項2号）
- ・自己株式の処分無効の訴え（828条1項3号）
- ・新株予約権発行無効の訴え（828条1項4号）
- ・減資無効の訴え（828条1項5号）
- ・組織変更無効の訴え（828条1項6号）
- ・吸収合併無効の訴え（828条1項7号）
- ・新設合併無効の訴え（828条1項8号）
- ・吸収分割無効の訴え（828条1項9号）
- ・新設分割無効の訴え（828条1項10号）
- ・株式交換無効の訴え（828条1項11号）

- ・株式移転無効の訴え(828条1項12号)
- ・新株発行等の不存在確認の訴え(829条)等

<その他の権利>

- ・募集株式の発行・自己株式の処分差止請求権(210条)
- ・募集新株予約権の発行差止請求権(247条)
- ・議題提案権(303条1項・2項)
- ・議案提案権(304条)
- ・議案の招集通知への記載請求権(305条1項・2項)
- ・定款閲覧・謄写請求権(31条2項)
- ・株主名簿閲覧・謄写請求権(125条2項)
- ・議事録の閲覧・謄写請求権(318条4項・371条2項)
- ・累積投票請求権(342条1項)等
- ・略式組織再編行為の差止請求権(784条2項、796条2項)
- ・株主代表訴訟提起権(847条1項)
- ・取締役・執行役の違法行為差止請求権(360条1項、422条)

(2) 少数株主権

- ① 総株主の議決権の1%以上所有する株主の権利
 - ・総会検査役選任請求権(306条1項・2項)
- ② 総株主の議決権の3%以上所有する株主の権利
 - ・役員等の責任軽減への異議権(426条5項)
 - ・総会招集請求権(297条1項・2項)

- ③ 総株主の議決権の3%以上または発行済株式の3%以上所有する株主の権利
 - ・役員解任請求権(854条1項・2項)
 - ・清算人の解任請求権(479条2項)
 - ・特別清算における調査命令申立権(522条)
 - ・会計帳簿等閲覧・謄写請求権(433条)
 - ・業務財産調査のための検査役選任請求権(358条1項)

- ④ 総株主の議決権の10%以上または発行済株式の10%以上を所有する株主の権利

- ・解散請求権(833条1項)

- ⑤ 法務省令で定める株式数を所有する株主の権利

- ・事業譲渡・簡易組織再編行為の反対権(468条3項、796条4項)

(注) 事業譲渡・簡易組織再編行為の反対権を除き、議決権または株式数のいずれも定款の定めにより軽減することは可能とされています。

株主にする、ということは、その多くの権利を認めている、ということです。

本当に株主が、その権利を行使すると、大変な会社が多いことと思います。

株主の権利一つを考えてみても、会社相続の必要性は、たんに税金だけの問題ではないことが理解できると思います。

会社の支配権

株主総会の決議方法には、決議事項の重要度に応じ、普通決議、特別決議および3種類の特殊決議があります。

(1) 普通決議

通常の決議事項の決議方法であり、議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席株主の議決権の過半数をもって成立する決議です。

(2) 特別決議

重要度の高い決議事項に求められる決議方法であり、議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合はその割合以上）を有する株主が出席し、その出席株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上をもって成立する決議です。

(3) 特殊決議1

特別決議よりもさらに重要度が高い決議事項に求められる決議方法であり、議決権を有する株主（頭数）の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上）で、その株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上をもって成立する決議です。

(4) 特殊決議2

総株主（頭数）の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上）で総株主の4分の3（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上をもって成立する決議です。

(5) 特殊決議3

株主総会の開催は必要ありませんが、株主全員の同意が要求されている事項もあります。

決議の種類と主な決議事項

普通決議	取締役・監査役の選任、取締役の解任、計算書類の承認、取締役・監査役の報酬決定 等
特別決議	定款変更、事業譲渡、合併、解散、監査役の解任 等
特殊決議1	全部の株式についての譲渡制限の定款変更 等
特殊決議2	剰余金の配当などについて株主ごとに異なる扱いとする旨の定款変更
特殊決議3	全部の株式についての強制償還の定款変更 等

会社相続五六

三一

したがって、中小企業で会社の支配権を確保するには、特別決議の要件である議決権の3分の2以上を、経営者

側で所有しておくことが非常に重要となります。



相続までに贈与しておく株式数は

私の夫は、同族会社の社長をしており、会社の株式の80%（株数50,000株）を所有しています。

相続に備えて、今のうちに贈与を、とも考えているのですが、いったい、どのくらいまで夫の株式の贈与をうけておけばよいのでしょうか。

相続人は、私と子供2人で、会社の株式の相続税評価額は、1株あたり10,000円とのことです。



会社相続一〇七



「ころばぬ先の杖」といいますが、杖がかえって重荷になっては困りも

の。

相続税が心配なあまり、贈与をあせって高額な贈与税を払うのでは元も子もありません。

税金を考えた場合、一般的には、贈与するより、相続した方が有利といえるようです。しかし、贈与した場合の贈与税と贈与後の相続税との合計額が、贈与税が将来支払うべき相続税より安ければ、贈与の方が有利になります。

そのボーダーラインが贈与分岐点です。ご質問のケースでは、相続財産を株式だけと仮定すると、財産総額は、5億円（10,000円×50,000株）となり、1年間に1人あたり825株までなら、相続税よりも贈与税の負担が少なくなります。

なお、平成21年度税制改正において、新たな事業承継税制（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度）が創設されたことから、今後は、自社株式の贈与にあたっては、新制度の活用についても併せて検討する必要があります。

八〇〇ノ三

どちらが有利か

贈与税は相続税を補完するという性格から、相続税と贈与税を比較すると、次の2点から、相続税の方が有利といえます。

① 基礎控除額に差がある。

相続税の基礎控除額は、5,000万円に法定相続人1人につき1,000万円を加えた金額ですが、贈与税の基礎控除額は1年間あたり110万円です。

(注) 平成27年1月1日以後に相続等により取得する財産にかかる相続税については、基礎控除額が3,000万円に法定相続人1人につき600万円を加えた金額となります。

② 累進税率の上昇割合が異なる。

税率は、ともに累進税率ですが、贈与税の方が税率のアップが高くなっています。



また、最高税率はどちらも50%ですが、相続税は課税価格が3億円超、贈与税は1,000万円超でこの税率が適用されます。

(注) 平成27年1月1日以後の相続税・贈与税より最高税率がともに55%に引き上げられました。

なお20歳以上の者が直系尊属からうけた贈与については、一般の税率よりも低い軽減税率で贈与税が課されることとなりました。

生前贈与による財産の移転が有利な場合

贈与をする場合の目安は、相続税と贈与税の実効税率です。

相続時に適用される相続税の税率を確認し、贈与税の実効税率が相続税の税率より低い範囲の金額を贈与すれば、贈与によって財産を取得したほうが、将来、相続で財産を取得するよりも有利となります。

また、相続人が被相続人から相続開始前3年以内にうけた贈与財産がある場合は、被相続人の財産にその贈与額を加算した価額を基に相続税を計算しますので、その財産の評価額が低いうちに、早目に贈与することが重要です。

〈贈与税の実効税率〉

1年間の贈与財産	～平成26年 12月31日		平成27年1月1日～			
			一般税率		軽減税率	
	贈与税額	実効税率	贈与税額	実効税率	贈与税額	実効税率
万円 100	万円 0	0%	万円 0	0%	万円 0	0%
150	4	2.7%	4	2.7%	4	2.7%
200	9	4.5%	9	4.5%	9	4.5%
250	14	5.6%	14	5.6%	14	5.6%
300	19	6.3%	19	6.3%	19	6.3%
400	33.5	8.4%	33.5	8.4%	33.5	8.4%
500	53	10.6%	53	10.6%	48.5	9.7%
600	82	13.7%	82	13.7%	68	11.3%
700	112	16.0%	112	16.0%	88	12.6%
800	151	18.9%	151	18.9%	117	14.6%
900	191	21.2%	191	21.2%	147	16.3%
1,000	231	23.1%	231	23.1%	177	17.7%
1,500	470	31.3%	450.5	30.0%	366	24.4%
2,000	720	36.0%	695	34.8%	585.5	29.3%
4,000	1,720	43.0%	1,739.5	43.5%	1,530	38.3%
5,000	2,220	44.4%	2,289.5	45.8%	2,049.5	41.0%
10,000	4,720	47.2%	5,039.5	50.4%	4,799.5	48.0%

会社相統一〇七

八〇〇ノ五

対策編 第2 自社株対策 2 自社株対策を実行する

＜相続税の実効税率＞

※平成26年12月31日までに相続が開始した場合

相続人 相続税額 相続財産	妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人		子 1人		子 2人		子 3人	
	税 額	実効税率	税 額	実効税率	税 額	実効税率	税 額	実効税率	税 額	実効税率	税 額	実効税率
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
1 億円	175	1.8	100	1.0	50	0.5	600	6.0	350	3.5	200	2.0
2 "	1,250	6.3	950	4.8	812	4.1	3,900	19.5	2,500	12.5	1,800	9.0
3 "	2,900	9.7	2,300	7.7	2,000	6.7	7,900	26.3	5,800	19.3	4,500	15.0
4 "	4,900	12.3	4,050	10.1	3,525	8.8	12,300	30.1	9,800	24.5	7,700	19.3
5 "	6,900	13.8	5,850	11.7	5,275	10.6	17,300	34.6	13,800	27.6	11,700	23.4
6 "	8,900	14.8	7,850	13.1	7,025	11.7	22,300	37.2	17,800	29.7	15,700	26.2
7 "	11,050	15.8	9,900	14.1	8,825	12.6	27,300	39.0	22,100	31.6	19,700	28.1
8 "	13,550	16.9	12,150	15.2	11,075	13.8	32,300	40.4	27,100	33.9	23,700	29.6
9 "	16,050	17.8	14,400	16.0	13,325	14.8	37,300	41.4	32,100	35.7	27,700	30.8
10 "	18,550	18.6	16,650	16.7	15,575	15.6	42,300	42.3	37,100	37.1	31,900	31.9
15 "	31,050	20.7	28,450	19.0	26,825	17.9	67,300	44.9	62,100	41.4	56,900	37.9
20 "	43,550	21.8	40,950	20.5	38,350	19.2	92,300	46.2	87,100	43.6	81,900	41.0
30 "	68,550	22.9	65,950	22.0	63,350	21.1	142,300	47.4	137,100	45.7	131,900	44.0
40 "	93,550	23.4	90,950	22.7	88,350	22.1	192,300	48.1	187,100	46.8	181,900	45.5
50 "	118,550	23.7	115,950	23.2	113,350	22.7	242,300	48.5	237,100	47.4	231,900	46.4

会社相続一〇七

八〇〇ノ六

対策編 第2 自社株対策 2 自社株対策を実行する

＜相続税の実効税率＞

※平成27年1月1日以後に相続が開始した場合

相続財産	相続人		妻と子1人		妻と子2人		妻と子3人		子 1人		子 2人		子 3人	
	相続税額		税 額	実効税率	税 額	実効税率	税 額	実効税率	税 額	実効税率	税 額	実効税率	税 額	実効税率
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
1 億円	385	3.9	315	3.2	262	2.6	1,220	12.2	770	7.7	630	6.3		
2 "	1,670	8.3	1,350	6.8	1,217	6.1	4,860	24.3	3,340	16.7	2,460	12.3		
3 "	3,460	11.5	2,860	9.5	2,540	8.5	9,180	30.6	6,920	23.1	5,460	18.2		
4 "	5,460	13.7	4,610	11.5	4,155	10.4	14,000	35.0	10,920	27.3	8,980	22.5		
5 "	7,605	15.2	6,555	13.1	5,962	11.9	19,000	38.0	15,210	30.4	12,980	26.0		
6 "	9,855	16.4	8,680	14.5	7,838	13.1	24,000	40.0	19,710	32.9	16,980	28.3		
7 "	12,250	17.5	10,870	15.5	9,885	14.1	29,320	41.9	24,500	35.0	21,240	30.3		
8 "	14,750	18.4	13,120	16.4	12,135	15.2	34,820	43.6	29,500	36.9	25,740	32.2		
9 "	17,250	19.2	15,435	17.2	14,385	16.0	40,320	44.8	34,500	38.3	30,240	33.6		
10 "	19,750	19.8	17,810	17.8	16,635	16.6	45,820	45.8	39,500	39.5	35,000	35.0		
15 "	32,895	21.9	30,315	20.2	28,500	19.0	73,320	48.9	65,790	43.9	60,000	40.0		
20 "	46,645	23.3	43,440	21.7	41,182	20.6	100,820	50.4	93,290	46.6	85,760	42.9		
30 "	74,145	24.7	70,380	23.5	67,433	22.5	155,820	51.9	148,290	49.4	140,760	46.9		
40 "	101,645	25.4	97,880	24.5	94,115	23.5	210,820	52.7	203,290	50.8	195,760	48.9		
50 "	129,145	25.8	125,380	25.1	121,615	24.3	265,820	53.2	258,290	51.7	250,760	50.2		

会社相続一〇七

八〇〇ノ七

贈与分岐点

どの程度までの贈与ならば、贈与税を支払うほうが有利になるのか。

その贈与分岐点は、財産の大きさと、法定相続人の数によって異なります。

後掲の参考「贈与分岐点の早見表」をもとに説明します。

「早見表」の「相続財産5億円」の欄で、「妻と子2人」の場合の「1年間1人あたりの贈与」825万円(825万円÷10,000円=825株)、「贈与合計」2,475万円(2,475万円÷10,000円=2,475株)が、この場合の贈与分岐点となります。

具体的な計算は次のとおりです。

- ① 相続財産5億円のときの相続税額は5,850万円
- ② 妻と子供2人の場合、1年間に1人あたり825万円、3人で2,475万円の贈与をするとこの2,475万円に対する贈与税額は483万円。
- ③ 相続財産5億円から2,475万円が減少した場合の相続税は、5,366万円。
- ④ したがって、②+③の税額は5,849万円と、①とほぼ同額になります。

しかし、2,475万円以上の贈与をすると、反対に税負担が増加することになります。

なお、この早見表では、平成26年12月31日以前に相続人全員に同一金額を一度に贈与するものとして計算しており、長期贈与や相続時精算課税の適用については検討外としていますので、

ご注意ください。



新たな事業承継税制の創設

平成21年度税制改正において、中小企業の経営の親から子への承継を念頭に、特例措置として、非上場株式等にかかる贈与税・相続税の納税猶予制度が創設されています。

(1) 贈与税の納税猶予制度

後継者が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定にもとづき経済産業大臣の認定をうけた非上場会社を運営していた親族(先代経営者)から、贈与によりその保有株式等の全部(贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分にかぎります。以下「猶予対象株式等」といいます。)を一括で取得し、その会社を運営していく場合には、その猶予対象株式等の贈与にかかる贈与税の全額の納税が猶予されます。

そして、贈与者の死亡時には、猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算します。その際、経済産業大臣の確認をうけた場合には、相続税の納税猶予が適用されます。

(2) 相続税の納税猶予制度

経営承継相続人等が、非上場会社を経営していた被相続人（先代経営者）から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分にかぎります。）にかかる課税価格の80%に対応する相続税額については、その経営承継相続人等の死亡等の日まで納税が猶予されます。

(注) 「経営承継相続人等」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定に基づき経済産業大臣の認定をうけた一定の非上場会社の後継者をいい、次の要件をみたくする必要があります。

- ① 同族関係者と合わせて議決権株式等の50%超を保有していること

- ② 同族関係者内で筆頭株主であること（筆頭株主が2人いる場合は、1人だけが対象）

- ③ 会社の代表者であること

- ④ 被相続人の親族であること

なお、贈与税の場合の後継者の要件は、上記の相続税の納税猶予制度の適用要件に加えて、後継者（受贈者）が20歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していることが求められます。

ところで、上記の贈与税の納税猶予制度と相続税の納税猶予制度を活用することで、次のような事業承継が行われることが想定されます。

1代目経営者から2代目に自社株式を贈与します。この時の贈与税は発行済議決権株式総数の3分の2部分までは猶予の対象となります。その後、1代目経営者の相続が発生したときに、猶予された贈与税は免除になります。そして、贈与によって2代目が承継していた自社株式は相続財産に加算され、相続税が課税されますが、この相続税についてもその80%部分の納税が猶予となります。

さらに、2代目経営者が3代目経営者に自社株式を贈与することにより、猶予された相続税は免除になり、新たに発生する贈与税については納税が猶予されます。

なお、平成25年度税制改正により、

平成27年1月1日以後の相続または贈与から、後継者の親族間承継要件を廃止し、例えば、20歳以上の優秀な番頭さんなどの適任者も後継者の対象とし、親族外の後継者への遺贈または贈与の場合であっても、相続税・贈与税の適用対象とすることとされました。

(参考となる法令など)

相法15 (遺産に係る基礎控除)

16 (相続税の総額)

21の5 (贈与税の基礎控除)

21の7 (贈与税の税率)

措法70の2の3 (贈与税の基礎控除の特例)

70の7 (非上場株式等についての贈与税の納税猶予)

70の7の2 (非上場株式等についての相続税の納税猶予)

〈贈与分岐点の早見表〉

(単位：万円)

相続人		相続財産	3億円	5億円	7億円	10億円	20億円
妻と子一人	相続税		2,900	6,900	11,050	18,550	43,550
	一人当たりの贈与額		845	845	1,120	1,120	1,120
	贈与合計		1,690	1,690	2,240	2,240	2,240
	贈与税合計		338	338	560	560	560
	贈与後の相続税		2,562	6,562	10,490	17,990	42,990
	贈与による相続税の減少額		338	338	560	560	560
妻と子二人	相続税		2,300	5,850	9,900	16,650	40,950
	一人当たりの贈与額		735	825	928	965	1,120
	贈与合計		2,205	2,475	27,840	2,895	3,360
	贈与税合計		375	483	606	651	840
	贈与後の相続税		1,924	5,366	9,293	15,998	40,110
	贈与による相続税の減少額		375	483	606	651	840
妻と子三人	相続税		2,000	5,274	8,824	15,574	38,349
	一人当たりの贈与額		595	751	805	965	1,120
	贈与合計		2,380	3,004	3,220	3,860	4,480
	贈与税合計		322	525	612	868	1,120
	贈与後の相続税		1,677	4,749	8,211	14,706	37,229
	贈与による相続税の減少額		322	525	612	868	1,120
子一人	相続税		7,900	17,300	27,300	42,300	92,300
	一人当たりの贈与額		2,800	16,800	36,800	66,800	166,800
	贈与合計		2,800	16,800	36,800	66,800	166,800
	贈与税合計		1,120	8,120	18,120	33,120	83,120
	贈与後の相続税		6,780	9,180	9,180	9,180	9,180
	贈与による相続税の減少額		1,120	8,120	18,120	66,800	83,120
子二人	相続税		5,800	13,800	22,100	37,100	87,100
	一人当たりの贈与額		2,150	2,800	4,300	19,300	69,300
	贈与合計		4,300	5,600	8,600	38,600	138,600
	贈与税合計		1,590	2,240	3,740	18,740	68,740
	贈与後の相続税		4,210	11,560	18,360	18,360	18,360
	贈与による相続税の減少額		1,590	2,240	3,740	18,740	68,740
子三人	相続税		4,499	11,700	19,699	31,899	81,900
	一人当たりの贈与額		1,400	2,800	2,800	3,460	36,800
	贈与合計		4,200	8,400	8,400	10,380	110,400
	贈与税合計		1,260	3,360	3,360	4,350	54,360
	贈与後の相続税		3,239	8,340	16,339	27,547	27,540
	贈与による相続税の減少額		1,260	3,360	3,360	4,350	54,360

(注) 平成26年12月31日以前に取得した財産にかかる早見表となります。

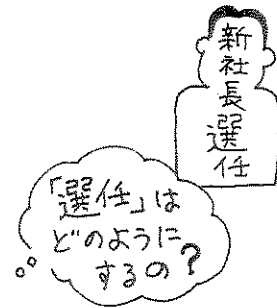
第2 会社の手続

1 会社相続の手続を行う



後任代表取締役の選任は どのようにするか

オーナー社長が死亡し、新しく社長を選任する必要が出てきました。法律的にはどのような手続を踏んだら良いのでしょうか。



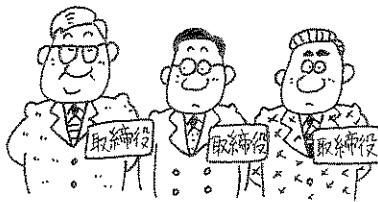
会社相続六一



会社法では、取締役会
は必置機関ではありません
が、説明の便宜のため、
取締役会が設置されている会社という
前提にします。社長というのは、会社
の職務上の地位ですが、とくに会社法
上明確にされた地位ではありません。

会社法上は、会社の業務を執行する
機関として、取締役会等が予定されて
おり、またそのメンバーとして各取締
役の職務のことが規定されています。

そして取締役の中から会社を代表す
べき者として、代表取締役が選任され
ることになっています。



この中から選任
されます!

取締役の選任

通常、代表取締役の中から1人の社
長を選任し、会社を対外的に代表させ
るとともに、対内的な職務の執行をさ
せます。

こうしたことは、通常、定款におい

一四三二

て定めております。

社長が、代表取締役でないことは異例です。

代表取締役である社長が死亡すると、その後任者を選任する必要が出てきます。

まず、社長の死亡により、取締役の員数が定款で定める定員を欠く場合には、速やかに定員の補充をする必要があります。

取締役の補充は、株主総会の決議を要します。

このように、取締役の欠員を補充するためには、まず株主総会を招集することが必要になります。

株主総会の招集は、取締役会の決議によって定めます。

取締役は、原則として、必ずしも株主である必要はありません。

取締役の選任の場合には、通常の株主総会の決議とは異なり、総会に出席

する株主は、総株主の議決権の3分の1未満にすることはできません。

代表取締役の選任

このようにして、取締役の員数がそろったら、取締役会の決議により代表取締役を定めることとなります。

取締役会の定足数は、定款に特段の定めをしていない限り、定数の過半数です。

そして、代表取締役の選任など、取締役会の決議は、出席した取締役の数の過半数によります。



会社相続六一



社長の選任

通常、定款により、代表取締役（またはこれが複数の場合には、その1人）が社長になると規定されています。

それゆえ、代表取締役に選任された

一四三

取締役は社長になるわけです。

しかし、選任決議としては、代表取締役になることの選任決議があり、これとは別に、社長という役付に選任するという2段の構造となっています。

変更登記

新たな取締役を株主総会で選任した場合と、新たな代表取締役を取締役会で選任した場合には、それぞれ登記をする必要があります。

登記をするためには、株主総会の議事録、取締役会の議事録が必要ですので、法律および定款の規定に従って議事録を作成し、保存することが肝要です。



(参考となる法令など)

会社298 (株主総会の招集の決定)

329 (選任)

341 (役員を選任及び解任の株主総会の決議)

<参考>

○取締役会議事録

取締役会議事録

- 1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前（後）〇時〇〇分
- 1 場 所 東京都港区〇〇一丁目2番3号 当社会議室
- 1 出席者 取締役総数 4名 出席取締役 4名
- 1 監査役総数 1名 出席監査役 1名

上記のとおり出席があり、取締役会は有効に成立したので、取締役乙山六郎選ばれて議長となり、定刻議長席に着き審議に入った。

第1号議案 代表取締役選任の件

議長より、代表取締役甲川四郎氏は、死亡により資格喪失退任したので、後任者を選任する必要がある旨を述べ、その選任方を一同に諮ったところ取締役北山次郎氏より取締役丁山三郎氏を選出したらどうかとの発言があり、一同これを承認したので、これを可決確定した。被選任者は即時就任を承諾した。

東京都世田谷区〇〇二丁目3番4号

代表取締役 丁 山 三 郎 (就任)

第2号議案 役付取締役選任の件

ついで議長は、役付取締役の選任につき、一同に諮ったところ、全員一致をもって、下記のとおり選任することを承認可決した。

記

取締役社長 丁 山 三 郎 (就任)

なお、被選者は、席上ただちにその就任を承諾した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午前（後）〇時〇〇分閉会を宣した。

以上の決議の結果を明らかにするため、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は、次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京商事株式会社 取締役会

議 長	取 締 役	乙 山 六 郎
	代表取締役社長	丁 山 三 郎
	専 務 取 締 役	北 川 次 郎
	常 務 取 締 役	南 山 太 郎
	監 査 役	甲 山 三 郎